



守 企 第 88 号  
平成 27 年 8 月 26 日

守口市まち・ひと・しごと創生委員会  
委員長 眞鍋 昇 様

守口市長 西端 勝樹

守口市におけるまち・ひと・しごとの創生について（諮問）

守口市まち・ひと・しごと創生委員会条例第2条の規定に基づき、守口市におけるまち・ひと・しごとの創生について下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問事項

守口市におけるまち・ひと・しごとの創生について

### 2 諮問趣旨

平成26年12月に施行された、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定によって、市町村に対し、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定に係る努力義務が課せられており、本市における当該計画として、守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を予定しています。

これらの策定に関しては、学識経験者、商工関係団体、金融機関の代表者、市民の方などの幅広い立場からご審議いただき、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であることから、本市のまち・ひと・しごとの創生において必要となる取り組み等について、ご意見を賜りたく諮問するものです。